

伊豆市教育委員会告示第17号

伊豆市学校等教育施設行政視察受入れに関する要綱を次のように定める。

令和7年11月25日

伊豆教育委員会教育長 鈴木 洋一

伊豆市学校等教育施設行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、教育委員会が学校等の教育施設行政視察（以下「視察」という。）を受入れ、教育委員会が保有する行政情報を提供する際の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の対応及びこれに伴う費用の徴収に関する庶務は、教育委員会において行う。

(視察の申込み)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、伊豆市学校等教育施設行政視察申込書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

(受付)

第4条 教育委員会は、前条の規定による行政視察申込書の提出を受けたときは、受入れの可否について決定し、その結果を伊豆市学校等教育施設行政視察決定通知書（様式第2号）により視察者に通知する。

(費用の徴収及び金額)

第5条 教育委員会は、視察の受入れを行うときは、受入れに要する経費として、1団体あたり5,000円及び視察者1人あたり1,000円を徴収する。

(費用徴収の方法)

第6条 前条に規定する費用については、教育委員会が納入通知書又は請求書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用徴収の免除)

第7条 次に掲げる者で構成される団体等が視察をする場合は、第5条に規定する費用を免除することができる。

(1) 友好自治体等の職員及び議員

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校に通学する者及び当該通学するものを引率する者

(3) その他教育長が必要と認めた者

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、同日以後に視察の申込みがあったものから適用する。